

「カバード・ワラントの契約締結前交付書面」の新旧対照表

平成24年12月7日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>本ワラントに関する租税の概要</p> <p><u>個人が行った本ワラントの取引により発生した益金は、満期日前の売却によるものまたは満期日における決済によるものにかかわらず、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</u></p> <p><u>法人が行った本ワラントの取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</u></p> <p><u>金融商品取引業者は、顧客が本ワラントの取引を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</u></p> <p><u>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</u></p>	<p>本ワラントに関する租税の概要</p> <p><u>個人のお客様に対する課税は、以下によります。</u></p> <p><u>・平成24年1月1日以後の本ワラントの取引により発生した利益は、満期日前の売却によるものまたは満期日における決済によるものにかかわらず、課税方式が申告分離課税の雑所得となり、その税率は所得税15%、住民税5%となります。また、株価指数先物取引、店頭取引及び取引所取引の外国為替証拠金取引（いわゆる“FX”取引）などにかかる損益との通算が可能となり、損失が生じた場合には、一定の要件の下で翌年以後3年間の繰り越控除が適用されます。</u></p> <p><u>法人のお客様に対する課税は、以下によります。</u></p> <p><u>・本ワラント取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。</u></p>

以上